

債務整理の四つの方法の長所と短所（注意点）

種 類	どんな場合が適しているか	所要期間と費用	手 順	それぞれの方法とは？	長 所	短 所（注意点）
任意 整理	<ul style="list-style-type: none"> 借金総額が比較的少額の場合や多額であっても利息制限法による引き直し計算で借金の減額や過払金の回収が見込まれる場合 	(期間) 2～4ヶ月 但し、過払金の回収が含まれる場合には、6～12ヶ月程度となる場合もある (費用) 債権者1社につき2万円～4万円程度 これに報酬(減額または過払額の1～2割)が加算される場合がある。	① 法律専門家(弁護士、司法書士)と面談 ②債務整理の依頼 ③受任通知の送付<取立ストップ> ④引き直し計算、借金の額の確定 ⑤返済条件の協議 ⑥返済計画の合意 ⑦⑥に基づき返済 ⑧過払金回収の場合には訴訟提起を行う場合もある。	*債務者が債権者との交渉を代理の法律専門家に依頼し、返済金額や返済方法を定める方法。	*当事者間の話し合いによるため、柔軟な返済計画を組むことが可能。(銀行関係の債務は手をつけずにサラ金関係のみ整理するといった処理が可能) *引き直し計算により、借金の額の減額や過払金の回収が可能。 *法律専門家からの受任通知により、取立てが止まる。	*債権者(貸主)の合意が必要 *当事者間の任意の話し合いに応じない貸金業者に対する強制力がない。 *利息制限法で引き直し計算した後に残った債務の返済が必要 *合意前に債権者が給与の差し押さえなどの強制執行をしてきても、止められない。 *事故情報に登録される恐れがある。
特定 調停	<ul style="list-style-type: none"> 借金をしている貸金業者の数が少ない場合 引き直し計算で借金の減額が見込まれる場合 	(期間) 1～2ヶ月 (費用) 債権者1社につき1,000円程度	①簡易裁判所へ特定調停の申立 ②申立があった旨の通知送付<取立ストップ> ③引き直し計算、借金の額の確定 ④返済条件の協議 ⑤返済計画の合意 ⑥⑤に基づき返済	*債務者が債務の返済方法について最寄りの簡易裁判所に申立て、調停委員会の調停により債権者との間に返済金額や返済方法について合意を成立させ、それに従った返済で債務を消滅させる手続き。 *債権者が協力せず、合意が成立しない場合でも、裁判所が一定範囲で調停条項を決定することができる。	*簡易裁判所に選任された調停委員が仲介するので、公平な結論が期待できる。 *返済計画に強制力があり、給与の差し押さえ等も止められる。 *引き直し計算により、借金の額の減額が可能。 *自分でできるので、弁護士や司法書士に頼まなければ、費用を債権者1社あたり千円程度に抑えられる。 *簡易裁判所からの通知により、取立てが止まる。	*借金をしている全ての債権者の合意を得る必要がある。合意に達しなかった貸金業者の借金は、整理されない。 *債務の減額に限度がある。 *調停調書には確定判決と同じ効果があり、返済を怠ると直ちに給与等を差し押さえられる。 *目的が債務整理のため、過払い金の回収まではやらない。 *事故情報に登録される恐れがある。
個人版 民事 再生	<ul style="list-style-type: none"> 借金をしている貸金業者の数や額が多い場合(但し、債務の合計額が5000万円以下であることが必要) 相談者が給与等の定期的な収入を得ている場合 住宅ローンがあり、住宅を手放したくない場合 借金の原因が浪費にあるなど、自己破産しても免責がとれるか難しい場合 	(期間) 半年程度 (費用) 30万円～60万円程度	①法律専門家と面談 ②債務整理の依頼 ③受任通知の送付<取立ストップ> ④個人版民事再生の申立 ⑤借金の額の確定 ⑥再生計画案の提出 ⑦⑥につき意見聴取、決議	*債務者に定期収入がある場合には、一定の条件のもとで債務の一部を支払って、残りの債務を裁判所の決定で免除してもらう手続き。 *住宅ローン特別条項により、住宅を失わずに借金を整理することも可能。(住宅ローン以外の抵当権が設定されている場合は、特別条項を利用できないことがある。)	*話し合いによる解決が難しい場合でも、債務整理可能 *持ち家を残せる。 *債務を大幅に減額(借金が100万円または借金の1/5若しくは清算価値(所有する全財産を金銭評価したもの)の額の多い額になる)できる。 *手続き中は強制執行が禁止される。 *すべての債権者の合意を得る必要はない。 *法律専門家からの受任通知により、取立てが止まる。	*定期的な収入が見込まれる者など利用できる者に制限がある。 *手続きが相対的に複雑なため、時間も費用もかかる。 *減額後の債務について原則3年間で返済する。 *官報に名前が掲載される。 *事故情報に登録される恐れがある。
自己 破産	<ul style="list-style-type: none"> 返済の見込みがない場合 	(期間) 2ヶ月～半年程度 (費用) 25万円～55万円程度(但し、別途予納金を納める必要あり、同時廃止事件(管財人が付かない場合)には1万円程度、管財事件(管財人が付く場合)には20～30万円程度)	① 法律専門家と面談 ②債務整理の依頼 ③受任通知の送付<取立ストップ> ④破産手続き開始 ⑤破産手続き終了 ⑥免責許可の申立 *財産の売却、代金分配 ⑦免責許可決定	*債務額が過大で、もはや返済不可能となっている場合に自ら破産の申立てをする手続き。 *破産申立てと同時に免責の申立てをし、破産手続きに続き免責決定がされると、法律上、支払義務が免除されることになる。 *これらは決して借金の踏み倒しをさせるためのものではなく、債務者の立ち直りを図るための救済措置。	*免責が認められれば資産を超える債務が全額免除される。 *選挙権など公民権の停止はなく、戸籍に記載されることもない。 *破産手続きを開始決定後に得た収入は、原則として自由に使える。 *一部の強硬な貸金業者が反対している場合であっても、借金の整理ができる。 *手続きが開始されると強制執行が禁止される。 *法律専門家からの受任通知により、取立てが止まる。	*財産の清算が必要で、持ち家や車など評価額が20万円を超えるものについては原則として換価して債権者に配当する必要がある。 *財産の清算が必要な場合、金銭の使途が不明瞭な場合などに裁判所から管財人を付されることもある(この場合には、管財人費用として予納金20～30万円を納めなければならない)。 *一連の手続きを終えるまで生命保険会社の外交員や警備会社の警備員などの職には就けない。 *浪費やギャンブルによる債務は免除されない場合がある。 *官報に名前が掲載される。 *事故情報に登録される恐れがある。